

令和6年度 第1回高知市公害対策審議会（書面決議）の決議結果とご意見について

議事① 高知市公害対策審議会の会長互選及び副会長指名について

【決議結果】 委員の互選及び指名により、井原賢委員を会長に長尾達雄委員を副会長に選任しました。
ご意見はありませんでした。

議事② 高知市公害防止条例施行規則の一部改正について

【決議結果】 全会一致をもって事務局案のとおり可決されました。
ご意見は以下のとおりです。

	ご意見の内容	ご意見に対する事務局の回答
1	六価クロムの許容限度 0.2mg/l への変更と、大腸菌数 800CFU/ml への変更についてです。これらの数字は、高知市独自のものではなく、関連省令に基づいて変更されたものでしょうか。また、全国の市町村で同じと考えてよいでしょうか。	事業場の排水を規制する水質汚濁防止法では、排水基準値について環境省令で定められております。 六価クロムの0.2mg/l、大腸菌800CFU/mlへの変更はどちらも、環境省令である「排水基準を定める省令」の変更となっており、基本的には全国一律の排水基準値になります。 ただし、水質汚濁防止法では、必要があれば都道府県知事のみ法より厳しい基準値を設ける上乗せ規制が可能となっております。このため、他県において条例等でより厳しい基準値を設けている可能性はあります。 なお、市町村長は、上乗せ規制をすることはできませんが、本来は規制の対象となっていない業種や物質を対象とできる横出し規制を条例で定める事が出来るようになっております。